
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 4 号
令和 6 年 9 月 17 日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	中 村 圭 介

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表します。

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に伴う措置状況について

所管部署 【こどもみらい部こども政策課】

こども政策課に対する指摘事項等

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

監査の対象となった 6 児童クラブについては、備品台帳が整備されておらず、また、備品の定義についての解釈は児童クラブで異なっている。

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第 16 条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、速やかに備品の定義を全児童クラブへ周知するとともに、備品台帳の整備について指導された。

□指摘事項に関する措置

全児童クラブに対して文書にて備品の定義を周知し、補助金を活用して購入した備品の取得・処分の状況を確認するため、備品台帳の整備及び備品台帳の写しを提出するよう指導いたしました。

イ 不適正な会計処理について（指摘事項）

はぐくみ児童クラブの令和 4 年度決算は、支出において雑費 9 円を計上し、那覇市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）における事業収支決算書が提出されている。また、第二はぐくみ児童クラブでは、同様に雑費 3 円を計上し、実績報告書が提出されている。しかし、当該雑費については、実際の支出はなかったため、剰余金額として会計処理され本市へ返納されるべきものであった。

当該児童クラブによると、このように雑費として計上したのは、過去に行った本市への問い合わせに対する本市からの助言指導をもとに行ったものであるとしているが、結果として、不適正な会計処理となっている。

那覇市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第 15 条第 2 項では、補助金等の額の確定をしたときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を命ずる旨規定しており、剰余金額については、適正な事務の執行を図られたい。

□指摘事項に関する措置

はぐくみ児童クラブと第二はぐくみ児童クラブに対して、実際に支出がなかった雑費については、本来、事業収支決算書に計上すべきではなかった旨説明いたしました。現在、令和 4 年度実績報告の額の修正及び市への返納について事務処理を進めております。

ウ 実績報告に係る審査について（指摘事項）

各児童クラブから提出された実績報告書の審査については、形式的な確認にとどまっている。

交付規則第5条では、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し補助金等の交付の決定をする旨の定めがあり、また同規則第15条第2項では、補助金等の額の確定をしたときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を命ずる旨、規定している。

実績報告に係る審査については、交付規則等に基づく適切な確認体制を構築し、十分な審査が行えるよう図られたい。

□指摘事項に関する措置

これまで、交付規則等に基づく適切な確認体制を構築するために、担当課内での職員の配置の変更を行ってきました。

今回の指摘を踏まえ、これまでの担当課の対応を検討した結果、同業務における職員の増員やDX化等の推進による業務効率化を検討し、同課の組織体制の強化に努めてまいります。

エ 児童クラブとの意思疎通の強化について（要望事項）

こども政策課においては、児童クラブの補助金交付説明会等を行っているものの、各児童クラブにおいては、統一的な会計処理が行われていない。

児童クラブにおける会計事務の執行については、報告書類だけでは内容等を十分に確認できないものもあることから、適宜、相談に応じるほか、必要に応じて帳簿書類その他の必要な事項の調査等を行うなど、各児童クラブとの意思疎通を図ることが望まれ、これらの課題に適切に対応するよう図られたい。

□要望事項に関する措置

これまで手作業で行っていた補助金支出事務を自動化（RPA）し、事務処理の時間が短縮され、相談に応じる時間の確保を図っております。今後も児童クラブへの相談支援体制の充実に向けて、業務のDX化を推進してまいります。

交付先団体【一般社団法人ゆうゆう】

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

購入した備品の状況や廃棄状況などを管理するための備品台帳が整備されていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

□指摘事項に関する措置

交付先団体に対し、文書にて備品の定義を周知し、補助金を活用して購入した備

品の取得・処分の状況を確認するため、備品台帳の整備及び備品台帳の写しを提出するよう指導いたしました。

イ 出入金のルール及び現金の管理について（要望事項）

今回監査を行った2つの児童クラブでは、代表理事個人による立替払いが恒常的に行われていた。精算の際は、支出する項目ごとに保管されている領収書に基づき、2つの児童クラブの銀行口座から代表理事個人名義の口座へ不定期に支出されていた。

こども政策課が参考にするよう指導している「沖縄の放課後児童クラブ会計の手引き（改訂版）（平成29年11月沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課策定）（以下「会計の手引き」という。）」には、不正やミスを防止する観点から、出入金のルール定めることや現金の保管方法を定めることなどの標準的なルールが記載されている。

今後は、会計の手引きを参考に、適切なルールに基づく出入金や適切な現金の管理がなされるよう努められたい。

□要望事項に関する措置

交付先団体に対し、「会計の手引き」を参考に、適切なルールに基づく出入金を行い、現金は適切に管理するよう指導いたしました。

ウ 複数の児童クラブの経理について（要望事項）

今回監査を行った2つの児童クラブの支出については、ほぼゆうゆう児童クラブ（以下「ゆうゆう」という。）の銀行口座より行われていた。また、収入については、ゆうゆう児童クラブ泊（以下「泊」という。）の銀行口座は、市からの補助金が振り込まれているだけで、泊の保護者からの保育料等についてもゆうゆうの銀行口座へ振り込まれていた。

「会計の手引き」には、児童クラブごとに通帳を作成するよう記載されており、こども政策課においても、説明会等を通じて、児童クラブごとに経理の管理を行うよう指導助言している。

児童クラブが事業を運営するための費用の財源は、保護者からの保育料と税金から支払われる補助金となっている。今後は、財源の使途を明らかにするため、複数の児童クラブの経理について、児童クラブごとに適切に管理することが望ましい。

□要望事項に関する措置

交付先団体に対し、「会計の手引き」を参考に、財源の使途を明らかにするため、複数の児童クラブの経理については、児童クラブごとに適切に管理するよう指導いたしました。

交付先団体【株式会社Art Street】

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

令和4年度に購入した備品は、はぐくみ児童クラブで炊飯器や冷蔵庫など、第二はぐくみ児童クラブでは、かき氷機とクリーナーであるが、備品台帳の整備がされ

ていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

□指摘事項に関する措置

交付先団体に対し、文書にて備品の定義を周知し、補助金を活用して購入した備品の取得・処分の状況を確認するため、備品台帳の整備及び備品台帳の写しを提出するよう指導いたしました。

イ 複数の児童クラブで共同使用するリース料について（指摘事項）

はぐくみ児童クラブの令和4年度決算のリース料においては、当該児童クラブを含め3か所の児童クラブで共同使用する2台のリース車両費を当該児童クラブで一括計上している。そのリース料については、会計年度ごとに3か所の児童クラブが持ち回りで一括計上していた。

「会計の手引き」には、共同使用するリース車両の費用計上は、各クラブの児童数に応じた按分を行う等とされており、各児童クラブにおいて、それぞれリース料を計上するよう適正な会計処理に図られたい。

□指摘事項に関する措置

交付先団体に対し、共同使用するリース車両の費用計上は各クラブの児童数に応じた按分を行い、「会計の手引き」を参考に、各児童クラブにおいて、それぞれリース料を計上するよう指導いたしました。

交付先団体【一般社団法人桜会】

ア 備品台帳の整備について（指摘事項）

備品台帳については、大道児童クラブ、あめく児童クラブともに10万円以上の備品に係る固定資産台帳を整備しているものの、10万円未満の備品台帳の整備がされていない。

条例第16条において、「放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。」と規定している。

補助金で購入した備品については、財産の状況を明らかにするため、備品台帳を作成されたい。

□指摘事項に関する措置

交付先団体に対し、文書にて備品の定義を周知し、補助金を活用して購入した備品の取得・処分の状況を確認するため、備品台帳の整備及び備品台帳の写しを提出するよう指導いたしました。